

**暗号資産取引約款
新旧対照表**

旧	新
<p>第 1 条 定義等</p> <p>1. 「暗号資産」とは、資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号。その後の改正を含む。以下、「資金決済法」といいます。）第 2 条 第 5 項 で規定する「暗号資産」を意味します。</p> <p>2.～6. (略)</p> <p>7. 「外国 PEPs (Politically Exposed Persons、外国政府等の重要な公人等)」とは、本約款 第 16 条 に定める外国の政府等において重要な地位にある者、過去に外国の政府等において重要な地位にあった者、それらの家族および実質的支配者がこれらの者である法人を意味します。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第 1 条 定義等</p> <p>1. 「暗号資産」とは、資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号。その後の改正を含む。以下、「資金決済法」といいます。）第 2 条 第 14 項 で規定する「暗号資産」を意味します。</p> <p>2.～6. (略)</p> <p>7. 「外国 PEPs (Politically Exposed Persons、外国政府等の重要な公人等)」とは、本約款 第 17 条 に定める外国の政府等において重要な地位にある者、過去に外国の政府等において重要な地位にあった者、それらの家族および実質的支配者がこれらの者である法人を意味します。</p> <p>(以下略)</p>
<p>第 3 条 お客様について</p> <p>1.</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 外国 PEPs (本約款 第 16 条 第 1 項各号のいずれかに該当する者) に該当しないこと</p> <p>(5) 反社会的勢力等 (本約款 第 17 条 第 1 項各号のいずれかに該当する者) に該当しないこと</p> <p>(以下略)</p> <p>2.</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 実質的支配者が外国 PEPs (本約款 第 16 条 第 1 項各号のいずれかに該当する者) に該当しないこと</p> <p>(4) 実質的支配者が、反社会的勢力等 (本約款 第 17 条 第 1 項各号のいずれかに該当する者) に該当しないこと</p> <p>(以下略)</p>	<p>第 3 条 お客様について</p> <p>1.</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 外国 PEPs (本約款 第 17 条 第 1 項各号のいずれかに該当する者) に該当しないこと</p> <p>(5) 反社会的勢力等 (本約款 第 18 条 第 1 項各号のいずれかに該当する者) に該当しないこと</p> <p>(以下略)</p> <p>2.</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 実質的支配者が外国 PEPs (本約款 第 17 条 第 1 項各号のいずれかに該当する者) に該当しないこと</p> <p>(4) 実質的支配者が、反社会的勢力等 (本約款 第 18 条 第 1 項各号のいずれかに該当する者) に該当しないこと</p> <p>(以下略)</p>
<p>第 4 条 口座の開設</p>	<p>第 4 条 口座の開設</p>

旧	新
<p>1.～6. (略)</p> <p>7.</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 利用希望者が外国 PEPs (本約款第 16 条第 1 項各号のいずれかに該当する者) に該当する場合</p> <p>(5) 利用希望者が反社会的勢力等(本約款第 17 条第 1 項各号のいずれかに該当する者)。(以下略)</p>	<p>1.～6. (略)</p> <p>7.</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 利用希望者が外国 PEPs (本約款第 17 条第 1 項各号のいずれかに該当する者) に該当する場合</p> <p>(5) 利用希望者が反社会的勢力等(本約款第 18 条第 1 項各号のいずれかに該当する者)。(以下略)</p>
<p>第 24 条 禁止事項</p> <p>1.</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本約款第 16 条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは第 2 項に定める行為を怠った場合、または同条第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をする行為</p> <p>(3) お客様が本約款第 17 条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をする行為</p> <p>(以下略)</p>	<p>第 24 条 禁止事項</p> <p>1.</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本約款第 17 条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは第 2 項に定める行為を怠った場合、または同条第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をする行為</p> <p>(3) お客様が本約款第 18 条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をする行為</p> <p>(以下略)</p>
<p>(改定履歴)</p> <p>2021 年 11 月 1 日制定</p> <p>2022 年 3 月 28 日改定</p> <p>2022 年 6 月 1 日改定</p> <p>2022 年 8 月 19 日改定</p> <p>2022 年 10 月 27 日改定</p> <p>2024 年 9 月 6 日改定</p>	<p>(改定履歴)</p> <p>2021 年 11 月 1 日制定</p> <p>2022 年 3 月 28 日改定</p> <p>2022 年 6 月 1 日改定</p> <p>2022 年 8 月 19 日改定</p> <p>2022 年 10 月 27 日改定</p> <p>2024 年 9 月 6 日改定</p> <p><u>2024 年 9 月 27 日改定</u></p>

以上